

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：生活衛生指導費

事業名 動物愛護センター活動費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部生活衛生課乳肉・動物指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2564)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,735 円 (前年度予算額：10,191 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	10,191	0	0	478	0	0	0	0	9,713
要求額	9,735	0	0	478	0	0	0	0	9,257
決定額	9,735	0	0	478	0	0	0	0	9,257

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・岐阜県動物愛護センター(平成26年4月開所)において、犬及び猫の譲渡を推進し、動物愛護、犬及び猫の適正飼養の普及啓発を進め、災害時には犬猫救援活動の拠点とするための事業を実施する経費
- ・動物愛護センターの運営に伴う経費

(2) 事業内容

- 犬猫の譲渡推進事業
 - 犬猫の飼養管理及び健康診断の実施、不妊去勢手術の実施
- 動物愛護普及啓発事業
 - 犬猫の譲渡前飼い主研修の実施、犬のしつけ方研修の実施、飼い方相談の実施、地域猫の不妊去勢手術の実施
- 被災対応事業
 - 動物同行避難の啓発、ボランティアリーダー養成講習の実施
- その他の事業
 - 動物愛護啓発資料の作成、センターの維持管理費
 - 動物介在活動犬(アニマルセラピー犬)育成事業

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県動物愛護管理推進計画に基づき犬猫の殺処分数の減少を目指しているため、県負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	474	費用弁償及び業務旅費
需用費	6,840	事業実施に伴う消耗品費及び啓発用資料の印刷製本費等
役務費	746	電話料、技術指導講師謝礼等
委託料	1,238	施設管理に伴う委託
その他	437	講師謝礼、使用料、公課費
合計	9,735	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県動物愛護管理推進計画

(2) 他県の状況

令和元年4月現在で、1道8県以外は動物愛護センターが整備されており動物愛護に関する事業を実施している。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

動物愛護センターで譲渡推進、動物愛護普及啓発を進めることにより、令和5年度までに、保健所での犬及び猫の引取頭数を平成16年度に比べ75%削減し、保健所に収容された犬及び猫の殺処分率35%以下にすることを目標とします。

令和5年度 犬及び猫の引取頭数（犬の捕獲を含む） 1,528頭
 令和5年度 犬及び猫の殺処分率 35%

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
動物愛護管理施設における犬猫の譲渡数	— (H25)	152頭 (H28)	153頭 (H30)	115頭 (R1)	180 (R5)	64%
保健所に収容される犬猫の殺処分率 35%以下	57% (H25)	48% (H28)	51% (H30)	51% (R1)	35% (R5)	63%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

来所者 2,550名（令和元年度）

動物愛護センター主催講習会等

譲渡前講習会 開催回数：75回 受講者：341名

しつけ方教室、相談会 開催回数：10回 受講者：77名

動物愛護教室（出前含む） 開催回数：17回 受講者：561名

ボランティアリーダー講習会 1回 受講者：9名

動物愛護センターフェスティバル 参加者数：106名

譲渡頭数 115頭

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

動物愛護講習会等の実施により、令和元年度は2,550名が来所しており、犬猫の譲渡も進んでいます。また、保健所及びセンターでの犬及び猫の収容頭数及び処分頭数も減少傾向にあります。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)

○

動物愛護管理法では、地方自治体は収容された犬猫について殺処分がなくなることを目指して譲渡等に努める旨が明記されています。保健所での譲渡をこれまでどおり行いながら、長期飼養可能な動物愛護センターにおいて譲渡を進めます。また犬猫を終生適正に飼養すること及び飼い主が震災等発災時に備えること等の啓発をします。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

保健所に収容した犬猫を保健所及び動物愛護センターで連携して譲渡することにより譲渡頭数が増加しています。
専門的な知識を有する講師による講習会の実施は各保健所では回数に制限がありますが、愛護センターでは定期的の実施することができるため積極的な動物愛護及び適正飼養の普及啓発を図れています。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)

○

講習会等の参加者を増やすため、主に土曜日又は日曜日に実施しています。

動物愛護センターのホームページを充実させて、広く県民の皆さまに情報提供を行っています。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

保健所での引取りの約73%が猫であり、特に譲渡に適さない幼猫が多いため、適正飼養の普及啓発の更なる取り組みが必要です。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

令和2年度中に岐阜県動物愛護管理推進計画を改定し、令和12年度に向けて保健所での引取り頭数及び殺処分頭数の新たな目標を設定する予定です。今後、目標達成に向けて動物愛護センターが中心となって適正飼養の普及啓発及び新たな飼主への譲渡促進に取り組む必要があります。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	